

生駒市ひきこもり支援ステーション事業における居場所づくり事業運営等業務に係る公募型プロポーザル質問回答書

回答課名：福祉政策課

NO.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 4-1	様々なイベント等により多様な方が参加しやすい環境作り →具体的にどのようなイベントや参加者を想定されているか	読書、手芸、製作など個々で楽しめるようなイベントや、ボードゲーム等他者との関わりが必要なものなど、利用者等の支援段階に応じたイベントの提供を想定しています。
2	仕様書 4-2	適切な相談支援につなぐこと →「適切な」とは、具体的にどのような機関をさすのか	定期的な相談支援を望む場合は「ユースネットいこま」、金銭的な問題を抱えている場合は「生駒市くらしとしごと支援センター」等利用者の悩みや課題に応じた機関を指しています。なお、どこにつないだらよいか分からない場合、複合化・複雑化した問題を抱えている場合は福祉政策課で支援者への支援を行っています。
3	仕様書 4-4	生駒市が実施するひきこもり支援ステーション事業の任意事業 →任意事業とは具体的にどのような事業を指すのか	厚生労働省のひきこもり支援ステーション事業に規定される任意事業のうち、生駒市が実施する当事者会・家族会、住民向け講習会・研修会、ひきこもり支援サポーター養成研修等の事業を指しています。
4	仕様書 5	※ただし祝日及び12月29日から1月3日は除く →8月13日～8月15日のお盆は休みになるのか	仕様書記載のとおり、祝日及び12月29日から1月3日以外の休業につきましては生駒市と協議し了承を得たうえで行うものとし、生駒市公式HP上等で告知させていただきます。
5	仕様書 6	ふさわしい個室等 →「ふさわしい」の程度はどの程度か	他者に相談内容が聞こえることが無く、利用者が安心して話することができる空間であれば問題ありません。
6	仕様書 7	相談があるときは保健・医療・福祉等の資格者が常時相談を受けられる体制を整えておくこと →必要時、支援者に変わり上記有資格者が相談を受けるという認識で間違いはないか	お見込みのとおりです。
7	仕様書 10	生駒市に対して実績報告・毎年度の事業終了後の報告について →報告書のフォーマットはあるのか、自由記載なのか	フォーマットはございませんが、必要であれば作成も検討いたします。

8	仕様書 12 ・(2つ目)	イベント等での原材料、交通費等の実費の負担を利用者に求める事が出来る →請求書・領収書のフォーマットはあるのか →昼食代は請求できるのか	【請求書・領収書のフォーマットについて】 特にフォーマットはありません。各事業所の仕様で結構です。 【昼食代】 実費として請求可能です。
9	プロポーザル 実施要項 7-4	企画提案の内容の「様々なイベントを開催するなど、多様な方の参加を生みだせる工夫がなされているか」 →具体的に説明を頂きたい →ここでいう「多様な方」とは、地域の多様な方々なのか、利用される多様なしんどさをお持ちの利用者なのかどちらなのか	【具体的な説明】 質問1の回答をご参照ください。 【「多様な方」について】 「利用される多様なしんどさをお持ちの利用者」です。
10	プロポーザル 実施要項 8	業務開始日 →実施要項と仕様書と業務開始日が異なるが、どちらなのか	ひきこもり支援ステーションの開設日は令和6年7月1日からですが、開設に係る打合せ等が必要となるため、委託契約は契約日から開始となります。
11	プロポーザル 実施要項 11-5	「担当専門調査書」に記載した配置予定の管理者および担当者は・・・ →管理者が必要なのか →支援者は必要なのか →常時支援をするスタッフは、1名で良いのか	【管理者は必要なのか】 その業務を行うための責任者としてご配置いただきます。 【支援者は必要なのか】 担当者は常時支援をするスタッフや相談支援を行う者となります。 【常時支援をするスタッフは、1名で良いのか】 お見込みのとおりです。